

僕の名前は「なごワン」。
消費生活Q&Aを紹介するワン。



消費生活Q&A ワンクリック詐欺

Q  (安 しん子ちゃん)

なごワン、友達がインターネットで無料動画を見ていたら、急に登録・請求画面になって高額な料金を請求されたんだって。これは支払わなくてはいけないの？

A  (なごワン)

インターネット業者は、契約が成立する前に、消費者へわかりやすく購入商品・内容・金額・支払い方法等を確認画面に表示する義務があるんだワン。
確認画面がない場合は、ワンクリック詐欺の可能性があるので、安易に支払うのはよくないワン。

Q  (安 しん子ちゃん)

そうなんだね。確認画面があるなら、いきなり請求画面になることはないね。

A  (なごワン)

そうだワン。いきなり請求画面になった場合は、慌ててインターネット業者へ電話を掛けずに、まずは消費生活相談窓口にご相談することが大事だワン。